

令7福個答申第1号
令和7年5月20日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(こども未来局こども健やか部こども家庭課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 永星 浩一

答申書

福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年福岡市条例第8号）第16条第3号の規定に基づき、令和7年4月4日付けこ家第3号により諮問を受けた「児童手当に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について」につきましては、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 審議会の結論

令和7年4月4日付けこ家第3号により諮問を受けた「児童手当に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について」は、適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

2 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
令和7年4月4日	実施機関から諮問（諮問第208号）
令和7年4月23日	審議